

学校における

新型コロナウイルス感染症対策の実施について

市立の小・中学校及び高等学校において、国の補正予算及び地方創生臨時交付金を活用して、感染症対策を徹底しながら、学校の新しい生活様式を踏まえ、児童生徒の学びの保障をするために必要となる物品の整備を行います。

■整備方針

①感染防止対策

- ・感染源を絶つ対策として非接触型体温計、手指消毒液等の保健衛生用品を整備

②3密対策（換気、学習保障としての空き教室の利用）及び熱中症対策

- ・感染経路を絶つ対策として、換気を徹底するため、サーキュレーター等を整備
- ・熱中症対策として、エアコン設置のない特別教室等に、大型扇風機、冷風機等を整備

③さらなる感染予防対策

- ・上記対策を行ったうえで、さらなる感染予防対策として空気清浄機等、必要な措置を各学校の判断により実施

■事業費

全体 59,758千円

（小学校 34,200千円、中学校 22,903千円、高等学校 2,655千円）

- ・児童生徒数に基づいた1校あたりの国の補助基準（小・中学校は100万円、150万円、200万円、市立高校は250万円）を基本としています。